

県単農地集積促進事業実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農村第 678 号

最終改正 平成 27 年 12 月 10 日付け農地第 530 号

第 1 事業の目的

県単農地集積促進事業は、農業生産基盤整備の負担軽減を図り、将来の農業生産を担う農業の担い手（以下「担い手」という。）への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の維持、発展を促すことを目的とする。

第 2 事業の内容

1 担い手農地集積促進事業

担い手農地集積計画に基づき、別に定める対象事業により、受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「農地集積率」という。）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して 3 年の間に 40%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。

2 集落農地集積促進事業

農地利用集積計画に基づき、別に定める対象事業により、集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「集落農地集積率」という。）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して 3 年の間に 50%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。

第 3 担い手の要件

本事業の担い手は以下のいずれかに該当するものとする。

- ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。）
- イ 経営規模が 3 ha（特定農山村地域にあつては 2 ha）以上の農業者
- ウ 生産組織（農業生産法人、集落営農組織等）
- エ 人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱第 2 の 1 に定める人・農地プラン）において地域の中心となる経営体に位置付けられた中心経営体

第 4 採択要件

- 1 第 2 の 1 の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
 - ア 第 2 の 1 の対象事業が実施されていること。
 - イ 担い手農地集積計画が策定されていること。
 - ウ 第 2 の 1 の農地集積率が 40%以上となることが確実と見込まれること。
- 2 第 2 の 2 の事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
 - ア 第 2 の 2 の対象事業が実施されていること。
 - イ 農地利用集積計画が策定されていること。
 - ウ 第 2 の 2 の集落農地集積率が 50%以上となることが確実と見込まれること。

第 5 事業実施主体

事業実施主体は、市町村又は土地改良区とする。

第6 事業の申請

- 1 事業実施主体は、第2の1の事業を実施しようとするときは、原則として対象事業の工事着手までに、事業採択申請書（別記様式1）に担い手農地集積計画（別記様式2）を添えて知事へ提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、第2の2の事業を実施しようとするときは、対象事業の採択申請にあわせて、事業採択申請書（別記様式1）に農地利用集積計画（別記様式3）を添えて知事へ提出するものとする。

第7 事業の採択

知事は、第6の規定により提出された事業採択申請書にて、採択要件等を確認の上、当該事業を実施することが適当であると認められるときは、事業の採択を決定し、事業実施主体に事業採択通知書（別記様式4）を交付するものとする。

第8 農地集積実績の報告

事業実施主体は、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に、農地集積実績（別記様式5）に、第2の1の事業にあつては担い手農地集積実績（別記様式2）を、第2の2の事業にあつては農地利用集積実績（別記様式3）を添えて知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日より適用する。
- 2 この要綱の制定をもって、21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業実施要綱は廃止する。
- 3 第2の1の事業を実施しようとする場合、平成25年度までに工事着手した地区については、第6の1の規定にかかわらず、平成26年9月末日までに担い手農地集積計画を提出すること。
- 4 第2の2の事業を実施しようとする場合、対象事業が平成25年度補正採択地区及び平成26年度新規採択地区にあつては、第6の2の規定にかかわらず、平成26年9月末日までに、農地利用集積計画を提出すること。
- 5 第2の2の事業を実施しようとする場合、平成27年度において対象事業が実施要領第3の2の（2）の地区にあつては、第6の2の規定にかかわらず、平成28年1月末日までに、農地利用集積計画を提出すること。

附 則

- 1 この要綱は平成27年12月10日より適用する。